

現代経済学における公平性の基準

蓼 沼 宏 一

はじめに

Musgrave (1959) による政府の機能の三分割を待つまでもなく、Adam Smith や J. S. Mill らの古典派経済学の時代から、稀少な資源の公平な配分を実現することは政府の最も重要な機能の1つとみなされてきた。公平とは「人々を等しく扱うこと」である。一見、単純のように見える原理であるが、実際に公平性の基準を構成しようとすると2つの問題に気づく。

まず第1に、様々な側面をもつ人間のどの面を「等しき扱い」の対象とするか、という問題である。人間は労働によって所得を稼ぎ、財を消費する存在であり、また、多様な嗜好をもち、変えることのできないハンディキャップを背負った存在であるとともに、様々な境遇の人々に共感することのできる存在でもある。このような人間のどの側面を取り上げるかによって公平性の基準も異なるであろう。

第2に、ある範囲の対象に関して人々の状態が「等しい」とか「等しくない」といった評価は、何によって(或いは誰によって)なされるのかという問題である。ここで2つの立場に分かれる。評価を下す主体もまた個々の人間であり、人々の価値観が多様であるとする、各個人の主観的評価を「等しく」尊重しなければならない。つまり、まず評価主体として人々を等しく扱い、次に人々の(ある範囲の対象に関する)状態を等しくするという、二重の意味での「等しき扱い」が必要となるのである。他方、人々の状態に関する個々人

の評価は一致すると考えられるならば、その普遍的評価基準において等しき状態を達成すればよい。2つの立場の相違が極めて重要であることは、この論文の中で明らかになるであろう。

本論文の目的は、上に述べた2つの主要な問題を中心にして、現代の経済学が提示してきた公平性の基準を整理し、その特徴を比較考察することである。まず、古典的功利主義に基づく公平性の基準や、現代の厚生経済学におけるパレート効率性の基準と対比させて、公平性の基準の特徴を説明する。人間のどの側面に注目するかによって様々な公平性の基準が構成される。これらの基準に則った配分が存在するか、また、資源配分におけるもう1つの重要な基準である効率性基準と両立するか、という問題が詳述される。最後に、上での考察を踏まえて、現代の経済学における公平性基準の限界を見る。

I 現代経済学とパレート基準

古典的功利主義に基づく経済学においては、人間は財の消費から普遍的な数量単位で測ることのできる「効用」を得ると考えられた。工場で生産要素を投入して財を生産するのと同様に、人間に財を投入(消費)すると「効用」が人間の中で生産され、その人間を快くするというわけである。効用は加減乗除の可能な共通単位の数量(基数的効用)によって測られるから、異なる個人間でも比較可能である。このような普遍的かつ基数的効用という指標の存在を前提とするならば、「等しき扱い」とは全員の効用が等しい状態として明瞭に

定義される。強い前提からは極めて簡明な基準が導出されるのである。

しかし、古典的功利主義が基盤とした普遍的かつ基数的効用の概念は、1930年代以降、Hicks, Samuelson, McKenzie, Arrow, Debreu らによる経済理論の現代化の中で批判され否定される。個人が財の消費から得る快さ (pleasure) は本来、主観的な判断であるから、外部から観察可能ではなく、物の重さや長さのように普遍的な単位で計測することは不可能である。「科学としての経済学」は観察可能な概念にのみ基づいて構築されるべきである、と主張された。

実際、経済学の基本ともいえる需要理論において、個人の需要を説明するのに「効用」という概念は不要であることが明らかにされた。個人が任意の2つの財の組に関してどちらをより好むか、という主観的選好順序を持つと仮定すれば充分なのである。さらに、選好順序はその個人に対して財の2つの組み合わせを提示し、どちらを選択するかと問えば、外部から観察可能である。

事実説明的理論 (positive theory) における発展は規範的理論 (normative theory) にも影響を及ぼす。普遍的かつ基数的効用は否定され、人間は自分の消費に関する主観的選好順序をもつ存在としてのみ捉えられる。配分におけるある個人の状態は、その個人の主観でしか評価できず、外部から窺い知ることはできないから、異なる個人間の厚生水準の比較は無意味であるとして棄却される。

個人間の厚生水準の比較を否定することをさらに進めて、社会における様々な人々の客観的状況を互いに比較することも否定するかどうかによって、2つの立場に分かれる。後者をも否定するならば、1つの配分だけを取り上げてその社会的望ましさを判定することはもはや不可能である。かろうじて可能なのは、異なる2つの配分間の「移行」に関する判定である。いま、1つの配分 x から別の配分 y への移行を、個人 A は好まないが、社会の他のすべての個人は好ましいと考えているとしよう。この移行を実行したならば、個人 A の選好順序は他のすべての人々の選好順序に比べ

て「等しき扱い」を受けたとは言えないであろう。これに対して、全員が x から y への移行を好ましいと考えるならば、仮にこの移行を実行したとしても「等しき扱い」に抵触することはないであろう。このように、社会構成員全員が配分 x よりも配分 y を好ましいと考えるとき、 y は x を「パレート優越する」または「パレート改善する」という。そして、ある配分 x をパレート優越する別の配分が存在しないとき、 x を「パレート最適配分」と呼ぶ。

パレートの基準は現代経済学で頻繁に用いられている厚生基準であるが、以下の3つの点に注意すべきである。

- (1) パレート基準で判定するのは異なる配分間の「移行」が「等しき扱い」に抵触しないかどうかであって、個々の配分が「等しき扱い」を実現しているか否かではない。
- (2) 配分間の移行が全員一致で支持されるならばその移行は実行すべきである、という主張は我々の直観に訴える。しかし、人々の「等しき扱い」という原理から論理的にこの移行を必ず実行せよという主張が導かれるわけではない。全員が配分 x よりも配分 y を好ましいと考えているとき、 x から y への移行を実行しなかったとしても「等しき扱い」には抵触しない。それどころか、 y から x への移行すらこれに抵触しない。なぜなら、全員の厚生が「等しく」悪化するからである。移行における「不平等な扱い」とは、一部の人は厚生を改善したにもかかわらず、他の人は厚生を悪化させた場合に生じる。「等しき扱い」という原理から論理的に導出されるのは、配分間の移行において全員の厚生水準（ここでは各個人の主観的選好順序における水準）の変化の方向は同一であるべきであるという Solidarity の基準である。
- (3) パレート基準で優劣を判定できる「移行」は極めて限定されたケースである。以下の例を考えよう。

例1：米のみを主食とする日本人とパンのみを主食とするアメリカ人(1)

米のみを主食とする個人 J (Japanese) とパンのみを主食とする個人 A (American) がいて、米とパンが 5 キログラムずつあるとする。米をすべて個人 A に、パンをすべて個人 J に与える配分 x よりも、米を J に、パンを A に与える配分 y の方を両方の個人ともに好むであろう。よって、配分 y は配分 x をパレート優越する。

パレート基準によって判定できるのは、このように一方の配分において明らかに個人個人の選好が反映されておらず、資源の非効率的利用が生じているときだけである。そして、ある配分からそれをパレート優越する配分への移行を実行すべきであるという主張には、資源の無駄な利用は避けるべきであるという、公平性とは論理的に無関係の原理が含まれているのである。

次に例 1 を少し変えて、以下のようなケースを考えると、パレート基準が個人間の利害対立を伴う実質的な分配問題に対しては全く何の指針も与えないことが分かる。

例2：米とパンの両方を主食とする日本人とアメリカ人

どちらの個人も米とパンの両方を主食とし、その総量のみに関心がある（すなわち、米とパンは完全代替財である）とする。このとき、すべての米とパンを個人 A に与える独占的配分と、2 財とも等量に分割して 2 個人に与える均等配分とは、パレート基準では優劣の判定は不可能である。個人 A が前者の配分を好む以上、後者の方が優越するとは言えない。

パレート基準の基礎となっているのは、任意の 2 つの配分の間で各個人が自分自身の分配分に関して与える評価、つまり、異なる配分に対して個人別に「縦断的に」与えられる評価である。これらの評価をもとに、異なる配分間の「移行」が「全員一致」によって支持されるか否かが判定される。この判定は、極めて限定されたケースに、異なる 2 つの配分間の移行の望ましさを、資源の効率的利用という公平性とは別の観点から示唆するだけであって、そもそも 1 つの配分を取り上げ

たときに、それが社会的に望ましいかどうかについては何も教えない。

1 つの配分の中で個人個人の取り分に偏りがあるか平等かといった異なる個人の分配分を比較する評価、つまり、1 つの配分における異なる個人の分配分に関する横断的な評価は、パレート基準には無関係である。ところが、ある配分が公平かどうかという問いに対しては、後者の評価こそが基礎的情報を与えるのである。パレート基準が配分の公平性に関して無言なのは、本質的な情報を遮断した当然の帰結といえよう。

II 主観的選好に基づく公平性基準

前節で述べたように、ある配分が公平性の観点から望ましいか否かを判断する基礎となるのは、その配分における異なる個人の分配分に関する横断的な評価である。このような評価を、現代経済学のフレームワークをいささかも変えることなく、各個人の持つ自分自身の消費に関する主観的選好順序から導入し、公平性の基準を構成することは可能である。個人間の厚生水準の比較を否定することは、必ずしも社会における様々な人々の客観的状况を互いに比較することを否定するわけではない。

例 2 に戻ろう。個人 A が米とパンを独占する配分において、個人 J は自分に分配された財の組（ゼロ）よりも、個人 A に分配された財の組（財のすべて）を好ましいと判断する。よって、他人に比べて自分は冷遇されていると判断するであろう。一方、均等配分においては、個人 J は自分が冷遇されているとは考えないし、また、個人 A も同様である。このように、どの個人も自分の主観的選好において、誰か他の個人の分配分の方が自分の分配分よりも好ましいとは考えないとき、その配分を Foley-Kolm 公平配分と呼ぶ。これは、Tinbergen (1953) によって示唆され、Foley (1967), Kolm (1972) によって導入された概念であり、通常「羨望無き配分 (envy-free allocation)」と呼ばれる。しかし、ここでは「他人の高い消費水準を快く思わない」という消費の外部

性としての「羨望」は全く無関係であるから、混同を避けるため envy-free ないし no-envy という用語は用いないことにする。

Foley-Kolm 公平配分には、「等しき扱い」という原理が二重の意味で表現されている。まず第1に、どの個人の主観的選好順序も、その個人自身の配分を他人の配分と比較するときの評価基準とされる。よって、すべての個人の選好順序に等しいウエイトが置かれている。第2に、どの個人にとっても、現在得ている配分は他のどの個人の配分と比べて（自分自身の選好順序で評価して）少なくとも同程度に好ましい。誰も他人より冷遇されているとは（主観的に）考えないという意味で「等しき扱い」が実現しているのである。

「等しき扱い」は必ずしも均等配分を意味するわけではない。すべての個人の配分が物理的に等しい均等配分は必ず Foley-Kolm 公平配分であるが、後者は均等配分には限られない。例1を変えた以下の例を考えよう。

例3：米のみを主食とする日本人とパンのみを主食とするアメリカ人（2）

米のみを主食とする個人Jとパンのみを主食とする個人Aがいて、パンが9キログラム、米が1キログラムあるとする。米1キログラムを個人Jに、パン9キログラムを個人Aに与える配分において、Jは自分の配分を他方の配分よりも好み、Aも同様であるから、この配分は Foley-Kolm 公平配分である。（しかも、唯一のパレート最適配分である。）しかし、これは明らかに財を物理的に均等に分割した配分ではない。

先に、公平性の基準の構成において、「異なる個人の配分に関する横断的評価」が基礎になると述べたが、Foley-Kolm 公平配分はこの点に関して2つの重要な特徴をもつ。第1に、「横断的評価」は各個人の主観によるのであって、何らかの先験的な、あるいは社会的合意に基づく普遍的評価基準があるわけではない。第2に、「横断的評価」は、「仮に他人に与えられている財の組を自分が消費できたとしたら、現在自分に与えられている財の組と比べて、自分はどちらを好む

か？」という想像上の配分の置換に基づいている。しかし、ここで想像上置き換えられるのは物理的な財だけであって、選好などの個人的特性までも置換して考えるわけではない。この区別は非常に重要なので、例に戻って考えたい。

例3の配分は確かに Foley-Kolm 公平配分であるが、多くの人々は直観的に個人Aの方が個人Jよりも良い状況に置かれていると考えるであろう。その根拠は、個人Jが「仮に自分が個人Aの選好を持ち、個人Aに与えられている財（9キログラムものパン）を消費できたとしたら、現在の自分の選好のまま自分に与えられている財（わずか1キログラムの米）を消費するのとは比べて、より幸福であろう」と判断すると考えるのが自然だからである。個人Jは実際にはパンを消費したいとは思わないが、パンを好む個人がふんだんにパンを与えられる境遇を想像することはできる。このように、選好やハンディキャップといった個人的特性まで含めた想像上の境遇の置換に基づいて公平性の原理を構成することも可能であり、それは第V節の主要テーマとなる。ただし、個人的特性を含めて境遇を比較することは、現代経済学における事実説明的理論（positive theory）の構成要素である、消費に関する主観的選好順序の枠を超えることになる。

III パレート基準と Foley-Kolm 公平性基準の両立可能性

我々は各個人の持つ自分の消費に関する主観的選好順序を基礎として、パレート基準と Foley-Kolm 公平配分という2つの基準を導入した。前者は、異なる配分間の移行に関する評価において、すべての個人の主観的選好順序を等しく尊重するという制約を課した上で、資源のより無駄のない利用を是とする基準であるのに対して、後者は、1つの配分における個人間の配分の評価において、主観的選好順序を等しく尊重した上で、誰も他の個人より冷遇されていない状態を是とする基準である。各々の基準自体は我々の直観に訴える内容を有している。

しかし、ある2つの配分の評価において、パレート基準とFoley-Kolm公平配分の基準が相対立することがある。Feldman-Kirman (1974) によって指摘されたこの事実を、例によって示そう。

例4：食料と飲料水の配分

孤島に漂着した2人の個人A, Bに食料10キログラムと飲料水10リットルが残されているとしよう。どちらの個人も食料のみ、または水のみでは生存できないので、どちらか一方の財でもゼロの状態は常に最悪である。(例えば、2個人ともにコブ・ダグラス型の選好を持つケースがこれに当たる。) このとき、個人Aに食料のすべてを与え、個人Bに飲料水全量を与える配分 x と、個人Aに1キログラムの食料と1リットルの水を与え、残りの財すべてを個人Bに与える配分 y とを比較しよう。配分 x では2個人ともに等しく最悪の状態であると各々が考えるからFoley-Kolm公平配分である。一方、配分 x から配分 y への移行は、どちらの個人も(自分自身の主観的選好において)厚生を改善するからパレート改善である。ところが、移行後の配分 y においては、食料と水のどちらの財も9対1の割合で個人Bに偏って分配され、個人Aは自分の配分よりもBの配分の方が好ましいと考えるから、Foley-Kolm公平配分ではない。

異なる配分間の移行が、個人別の「縦断的評価」によって全員一致で支持されたとしても、移行後の配分が、個人間の配分の「横断的評価」において公平な状態を実現しているという保証はない。それどころか、たとえ移行前の配分が公平配分であったとしても、パレート改善による移行後の配分が公平配分でなくなるケースもあることを上の例は示している。パレート改善は公平性を破壊し、逆に公平性の遵守は資源の無駄な利用を放置する場合がある。

もちろん、上の例が示しているのは、任意に2つの配分を取り出して比較したときにパレート基準とFoley-Kolm公平性基準が相異なる優劣の判定を下すことがあり得るというだけであって、常に2つの基準が対立するわけではない。例えば、例1においては、パレート改善によって不公平配

分が公平配分に移行する。また、例4において、配分 x から食料・水をともに均等に分割する配分 z に移行するならば、公平性を破壊することなくパレート改善が可能である。

そこで次の問題は、Foley-Kolm公平配分の中で、もはやそれ以上パレート改善が可能ではないという意味で最適な配分、すなわちパレート最適配分が存在するか、ということである。その答えがイエスならば、2つの基準の「最適値」は両立可能であることになる。

経済に既に存在する所与の量の財を個人間で分配する問題、すなわち「交換経済」における配分問題では、各財を均等分割した分配分を各個人の初期保有量とした競争均衡配分によって、パレート最適性とFoley-Kolm公平性を同時に達成できる。初期保有量が等しいから、任意の価格体系の下で各個人の予算集合、すなわち購入可能な財の組の全体は等しい。選択の範囲が全く同一という条件の下で、各個人が自分の最も好む財の組を選択するのであるから、他人の選択した財の組より必ず好ましい。これが、Foley-Kolm公平性の実現する理由である。

生産を捨象した交換経済モデルでは、人々の厚生に関わる要素は所与の財のみであり、財はすべて分割可能かつ交換可能である¹⁾。ところが、労働を投入して財を生産し消費する生産経済においては、人々の厚生に関わる要素のすべてが交換可能というわけにはいかない。一定時間からどれだけの財を生産できるかという労働能力は個人間で差異があり、それは選好と同様、交換することのできない個人的特性である。このことが生産経済においてパレート最適性とFoley-Kolm公平性の両立を困難にする主因なのである。

生産経済において、パレート最適性とFoley-Kolm公平性を同時に満たす配分の存在しないケースがあることを示したのは、Pazner and Schmeidler (1974) である。彼らは線型の効用関数で表現される選好を例に用いたが、ここでは標準的なホモセティックな選好を例として、2つの基準を両立させる配分の存在しないケースを図示しよう。

例5：生産経済

労働を投入して（「余暇」を犠牲として）1種類の消費財を生産する経済を考える。労働能力の相対的に高い個人Aと低い個人Bがいる。1単位の労働時間から個人Aは2単位の消費財を生産できるのに対して、個人Bは0.5単位の消費財しか生産できない。（簡単化のため、共に労働投入することによる生産性の変化はないものとし、総生産量は各個人の生産量の和とする。）2人の個人は余暇と消費財に関してホモセティックな選好を持ち、余暇または消費財の量がゼロの状態は最悪であるとする。個人の使える時間の総量は一定量（ H ）である。

このとき、パレート最適な配分においては、各個人の余暇と消費財との間の限界代替率が生産性に等しくなければならない。このような余暇-消費パターンの全体は、無差別曲線の傾きが生産性に等しい点の軌跡、すなわち各個人の生産性を価格とみなしたときの「所得拡張経路」によって表わされる。選好がホモセティックであるから、各個人の所得拡張経路は原点からの半直線になる。図1では、直線OAが個人Aの、直線OBが個人Bの所得拡張経路をそれぞれ表わす。

さて、この経済には無数のパレート最適配分が存在するが、そのうち、各個人が自分の労働によって生産した財をすべて自分で消費する「自給自足」ケースをまず考えよう。各個人は一定量の時間 H のうち、余暇にまわす時間を減らすことによって生産性に見合った消費財を享受できるから、その機会集合は、点 $(H, 0)$ を通り傾きが生産性に等しい「予算線」で表わされる。予算線と所得拡張経路の交点 x_A, x_B が、自給自足ケースのパレート最適配分における個人A、個人Bの余暇-消費パターンである。生産性の相違のために、たとえ等量の時間が与えられても個人の機会集合が異なることが、交換経済モデルとの重要な違いである。

配分 $x=(x_A, x_B)$ では、個人Bが自分の余暇-消費パターンよりも個人Aのそれを好ましいと考えるから、Foley-Kolm 公平配分ではない。そこで、個人Bの状態を改善するためには、生産

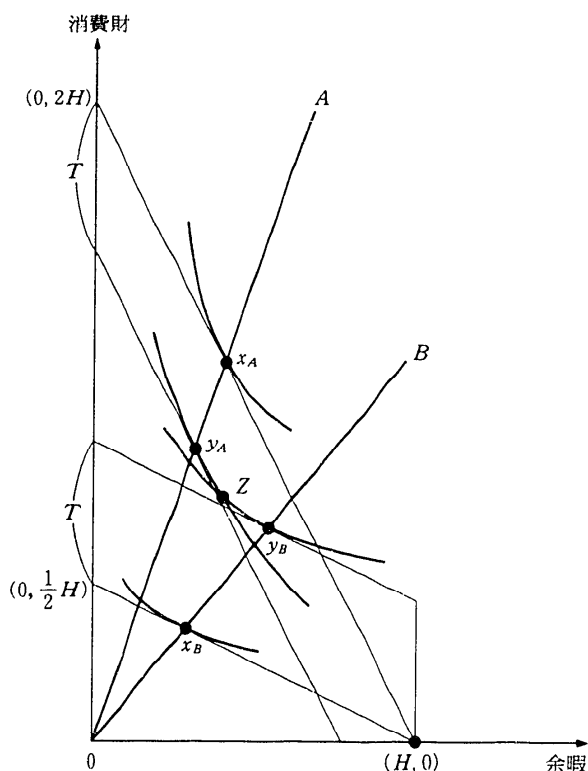


図1 生産経済におけるパレート最適性と Foley-Kolm 公平性とのトレードオフ

された消費財を個人Aから個人Bに移転することが必要である。（余暇の移転は不可能である。）いま、消費財が T だけ個人Aから個人Bに移転されるものとする。個人Aの予算線は垂直距離で T だけ下方にシフトし、他方個人Bの予算線は同じ幅だけ上方にシフトする。このケースのパレート最適配分は、図1で各個人の新しい予算線と所得拡張経路の交点である $y=(y_A, y_B)$ によって表わされる。ところが、配分 y においては、個人Aも個人Bも、自分の余暇-消費パターンの点を通る無差別曲線は他人のその下方を通る。つまり、両者ともに相手の余暇-消費パターンの方が好ましいと考えているから、Foley-Kolm 公平配分ではない。

では、消費財の移転量を変えてはどうか？ 移転量が T より小さければ、パレート最適配分における個人Aの余暇-消費パターンは線分 (y_A, x_A) 上にあり、個人Bのそれは線分 (x_B, y_B) 上にあるから、依然として個人Bは個人Aの余暇-

消費パターンの方が好ましいと考える。同様の議論により、逆に移転量が T よりも大きければ、パレート最適配分において個人 A が個人 B の余暇-消費パターンを好ましいと考えるのである。よって、どのような消費財の移転の下でも、パレート最適性と Foley-Kolm 公平性を同時に満たす配分を実現することは不可能である。

上の例で、2つの基準を両立不可能としている要因を詳しく検討しよう。

(1) 配分 y においては、どちらの個人も相手の状態の方がよりよいと考えている。もし交換経済であれば、この場合には互いの分配を取り換えることによって Foley-Kolm 公平性を達成することができるが、生産経済ではそれは不可能である。そもそも y_A と y_B とを置換した余暇-消費パターン $y' = (y'_A, y'_B) = (y_B, y_A)$ は実行可能でない。

(2) 配分 y において互いに相手の状態をより良いと考えるということは、図1では、各個人の余暇-消費パターンの点を通る無差別曲線が点 z で交差することによって示される。この点における余暇と消費との間の限界代替率は、個人 A の方が個人 B よりも大きい。つまり、1単位の余暇を犠牲にすると、同一の厚生水準を維持するためには個人 A の方がより大きな量の消費財の追加を必要とするという意味で、個人 A は相対的に個人 B よりも余暇を愛好する。このように、相対的に余暇をより愛好する個人の労働能力が他の個人よりも高いということが、パレート最適性と Foley-Kolm 公平性との両立を不可能としているのであって、もし任意の点で相対的に余暇を愛好する個人の労働能力が低いならば、2つの基準は両立可能なのである²⁾。

(3) 生産経済では、個人の特性として選好と労働能力の2つの要素がある。それらの要素の個人間における相対的特徴の組み合わせによって、パレート最適性と Foley-Kolm 公平性との両立が不可能になるケースが生じるのである。そして、その組み合わせは個

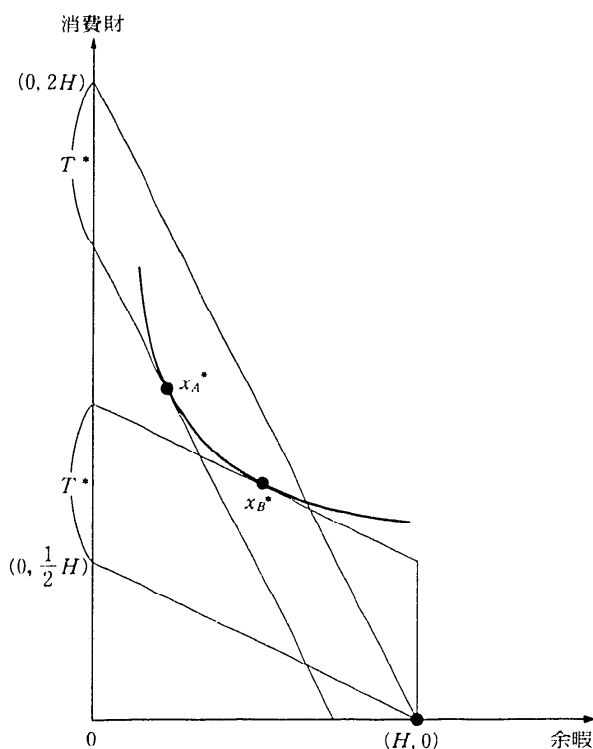


図2 選好が等しいケースにおけるパレート最適性と Foley-Kolm 公平性との両立

人的特性であるが故、変えることはできない。相対的に余暇を愛好する個人には低い労働能力を割り当てる、などということは不可能である。人々の厚生に関わる要素の中に交換不可能なものがあるとき、パレート最適性と Foley-Kolm 公平性の両立は保証されなくなる。

(4) 2個人の選好と労働能力のどちらか一方でも等しいときには、パレート最適性と Foley-Kolm 公平性は両立可能である。図2は、労働能力は異なるが、選好が等しいケースにおけるパレート最適かつ公平な配分を示している。

IV 生産経済における公平性基準

Foley-Kolm 公平性基準は、最終的に個人が享受する消費や余暇に関する選好に基づいていた。これに対して、生産経済においては、必ずしも最

終的な消費や余暇の水準を基に公平性を論じることが適切ではないのではないか、という批判がある。Varian (1974) と Otsuki (1980) による批判は重要である。Varian (1974) は次のような境遇の置換を考える。

「生産における現在のあなたの貢献を、仮に私が行うとしたなら、私はどのぐらいの時間を労働に費やさなければならないか？ そのときの余暇と、あなたが現在得ている消費財を享受するのと、現在の私の実際の状況とを比べたとき、自分にとってどちらが好ましいか？」

例えば、例 5 と同じモデルを使うと、図 3 の配分 $x=(x_A, x_B)$ において、労働能力の低い個人 B が個人 A の余暇-消費パターン x_A を評価するとき、まず、個人 A と同量の消費財を自分が生産するとしたら、点 y_B まで労働を増加（余暇を減少）させなければならないと考える。この y_B と自分の実際の労働-消費パターン x_B とを比較すると、現在の自分の状況の方が好ましい。同様に、個人 A は自分の労働能力に従って x_B を z_A に置き換えた上で、現在の自分の実際の状況 x_A の方が好ましいと判断する。このように、能力差に従って労働量を置換したとき、換言すると、物理的な時間ではなく「効率単位 (efficiency unit)」で労働量を測ったとき、どの個人も他人の労働-消費パターンをより好ましいと考える配分を、Varian 公平配分と呼ぼう³⁾。

図 3 では、消費財の移転が全く行われないケースに、各個人が最適な労働-消費パターンをそれぞれに選択すれば、Varian 公平配分が実現する。一般に、労働のみが生産要素である経済において利潤分配率を均等化したときの競争均衡配分は Varian 公平配分である。よって、この公平性の基準はパレート最適性と両立可能である。

Varian 公平配分では、図 3 の配分 x におけるように、能力の高い個人 A が余暇も消費もより多く享受していたとしても、能力の低い個人 B は「自分の能力では個人 A と同様に生産に貢献するには多大の余暇を犠牲にしなければならないから、それよりは現在の自分の状況の方がよい」と判断するということを、「等しき扱い」の根拠

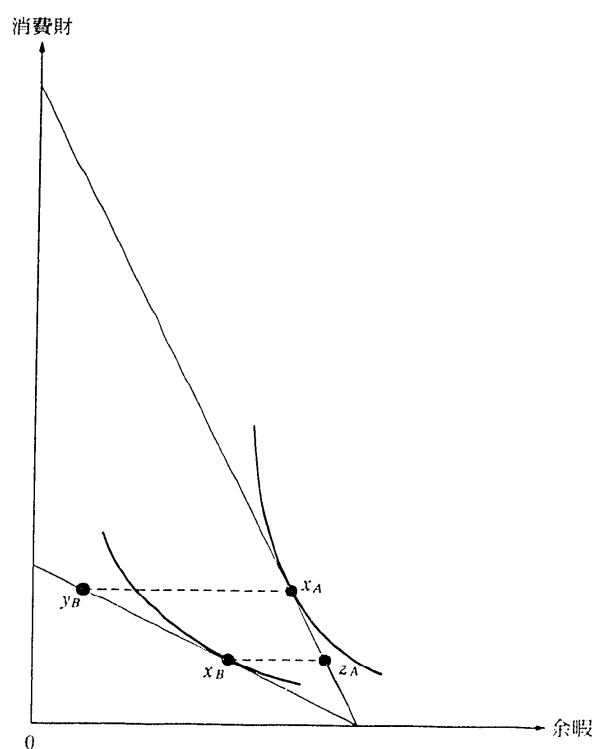


図 3 Varian 公平配分

としている。しかし、労働を効率単位で測って人々の厚生基準とすることには批判もあろう。個人の厚生に関わるのは、余暇の物理的な時間量である。とりわけ、能力差が本人の責任ではないと考えられるとき、配分 x におけるような明らかな不平等（どの個人の主観的選好順序においても x_A の方が x_B よりも厚生水準が高い）は容認し難いであろう。

一方、Otsuki (1980) は、生産経済での配分において「各個人に与えられている労働-消費の機会」に基づいて「等しき扱い」を実現することを提唱し、最終的な労働-消費のパターンに基づく公平性の基準を批判する。例 3 において、パンのみを主食とする個人 A にパン 9 キログラムを、米のみを主食とする個人 J に米 1 キログラムを与える配分は、Foley-Kolm 公平配分であることをみた。もしこれらの食料が他国からの援助のように外部から与えられたものならば、この配分が望ましいといえるであろうが、パンと米が個人 A と個人 J の共有資源から生産されるものであると

き、果して公平な配分と言えるであろうか？ このことを考えるために、例3に生産を導入した次の例を考えよう。

例6：米のみを主食とする日本人とパンのみを主食とするアメリカ人：生産経済

一定面積の共有地があり、個人Aと個人Jは等しい労働能力を有し、1個人が毎週1時間共有地を耕作すれば、米100グラムまたは（麦から）パン100グラムが生産できるものとする。さて、個人AとJがともに毎週50時間ずつ働けば、パン9キログラムと米1キログラムを生産できるから、個人Aにパン9キログラムを、個人Jに米1キログラムを与える配分は実行可能である。しかも、2個人の労働時間が等しく、互いに相手の得る消費財をより好ましいとは思わないから、Foley-Kolm 公平配分であり、また、個人の労働能力が等しいので Varian 公平配分でもある。しかし、等しい労働を供給しながら、共有地からの収穫の9割が個人Aのみが好む財である状態が、2個人の「等しき扱い」を実現しているとは到底言い難いであろう。

上の配分において、個人Aに与えられている労働-消費の機会とは、個人Jの消費（1キログラムの米）と労働供給（50時間）を一定に保ちつつ、個人Aの実現できる消費財と労働供給の組み合わせの全体である。個人Aが全く働かなくても、個人Jの余剰労働供給（1キログラムの米を生産してなお余る労働供給）から4キログラムのパンまたは米を得られる。さらに自分で労働すれば、労働時間に応じてパンまたは米の消費を増加できる。よって、個人Aに与えられている労働-消費の機会とは、図4のように示される。仮に、この個人Aの労働-消費の機会が個人Jに与えられていたならば、個人Jは現在の状況よりも好ましい労働-消費パターンを実現できたはずである。たとえば、労働供給を現行水準に留めるなら、9キログラムの米を享受できたのである。したがって、個人Aに与えられている労働-消費の機会の方がより好ましいと個人Jは判断するであろう。

1つの配分において、どの個人も、他の個人に与えられている労働-消費の機会から（主観的選

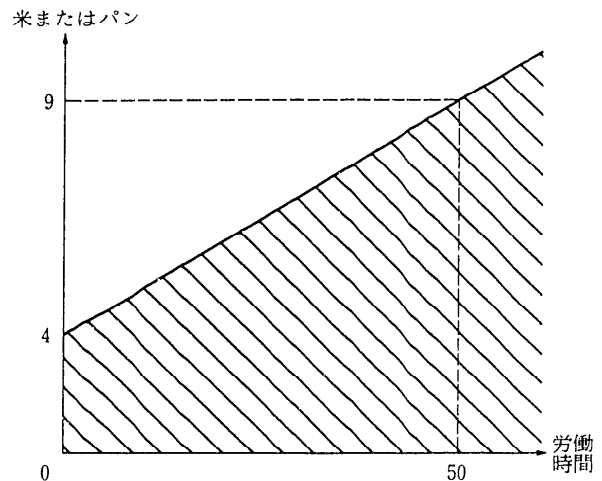


図4（例6）個人Aの消費-労働の機会

好で) より高い厚生水準を達成することがないならば、労働-消費の機会から見て、すべての個人が「等しき扱い」を受けているといえよう。このような配分を Otsuki 公平配分と呼ぼう⁴⁾。労働以外の生産要素の所有と利潤分配率が均等であるときの競争均衡配分は、Otsuki 公平配分である。したがって、この公平性の基準とパレート最適性とは両立可能である。

Otsuki (1980) の導入した公平性の基準は、生産経済において最終的な労働-消費パターンに基づいて公平性を判断することに対する根本的批判であり、その批判は労働を時間で測るか効率単位で測るかに関わりなく当てはまる。

一方、Otsuki 公平配分は、機会において「等しき扱い」が実現している限り、個人の労働能力による不平等は許容する。たとえば、共有地を初めに均等分割し、各個人が好きなだけ労働して、生産されたものを自分で消費するならば、Otsuki 公平配分が実現するが、労働能力の低い個人は当然、同じ時間の労働から相対的に少ない量の消費財しか得られず、図3のケースと同様に厚生水準の明らかな格差が生じ得るのである。この点では Varian 公平配分に対するのと同じ批判を免れない。Varian 公平配分も Otsuki 公平配分も、労働能力差による最終的な余暇と財の消費に関する不平等は「等しき扱い」の対象外とみなされるのである。

V 「拡張された共感」に基づく公平性基準

第II節の最後に、物理的な財の分配分を比較するだけでなく、個人の選好などの個人的特性を含めた境遇の比較に基づいて公平性の基準を構成することに触れた。健康状態、ハンディキャップ、選好等の個人的特性まで含めて境遇を比較するときには、単に物理的な財の分配分を嗜好によって比較するときとは異なる評価がなされても、一向に不思議ではない。どんな幼児でも持つような、モノに関する嗜好に対して、個人的特性を含めた境遇の比較は、それよりも一段高位の思考判断である。これを「拡張された共感 (extended sympathy)」と呼ぶ。

例えば、例4で食料と水のどちらも9割を個人Bに与える配分において、個人Aは明らかに個人Bの得る財の分配分の方が自分の分配分よりも良いと考える。しかし、いま個人Bが病気のために衰弱していて多量の食料と水を必要としているとしよう。このとき、健康な個人Aは、個人Bの健康状態で食料と水の9割を得る境遇と、自分の健康状態で残りの1割を得る境遇とを比較したとき、自分の境遇の方が良いと考えるかもしれない。後者の思慮が「拡張された共感」である。

通常、「拡張された共感」とは「1つの配分を評価するとき、自分の状況だけでなく他人の状況も考慮することである」と説明される。しかし、異なる個人の状況を比較考量するという思考判断は、すべての公平性基準に共通の基礎である。本質的な相違は、他人の状況を判断するとき、財の分配分のみに注目するか、個人的特性をも視野に収めるかということにある。前者がFoley-Kolm公平配分のとるアプローチであり、後者がArrow (1963, 1977), Sen (1970), Suzumura (1981)らの「拡張された共感」アプローチである。

数学的に言うと、1個人の消費可能な財の全体の集合(消費集合)を X 、 X 上の選好順序全体の集合を $\mathcal{R}$ 、個人のハンディキャップその他の特性の全体を $\mathcal{H}$ とすると、現代経済学および

Foley-Kolm公平配分が共通に基礎とするのは X 上の選好順序であり、他方、「拡張された選好」アプローチが基礎とするのは $X \times \mathcal{R} \times \mathcal{H}$ 上の順序である。すなわち、1個人の境遇を評価するときの次元(dimension)の「拡張」が、ここでの重要なポイントである。

さて、比較する対象の次元は拡張されても、異なる個人間の境遇の比較は、依然として各個人の主観的評価によるとする。「等しき扱い」は、どの個人の主観的評価にも等しいウェイトをおくことを要求する。したがって、公平な配分とは、どの個人も自分自身の「拡張された共感」に基づく主観的評価において、自分の境遇が他のすべての個人の境遇に劣らないような配分として定義される。

しかし、この公平性の基準は、各個人の主観的評価に基づくがゆえに、直ちに深刻な難点にぶつかる。先の例4に戻ろう。いま、健康な個人Aは、個人Bがいくら衰弱しているとはいえ、食料と水の取り分が10パーセントを下回るならば、90パーセント以上を消費できる相手の境遇よりも劣ると考えるが、個人Bは自分が95パーセントを得なければ個人Aよりも不遇だと考えるであろう。このとき、「拡張された共感」に基づく公平配分は存在しない。Fleurbaey (1994, 1995)らによって近年研究されている「公平な補償の理論」における“no-envy”アプローチの基本的難点はここにある。

上の例で、仮に境遇に関する主観的評価はそのままで、個人の健康状態を交換できるならば、公平配分は存在する。つまり、非存在問題は、第III節で詳述したような、生産経済におけるパレート最適性とFoley-Kolm公平性との両立不可能性問題と構造的に同じであり、交換できない要素が存在する中で、すべての個人の主観的な境遇評価を尊重することが不可能であることを示している。ただし、次の点で相違はある。生産経済における労働能力は、個人の厚生に直接関係する要素ではない。パレート最適性の要件が課されると、各個人の労働-消費の組み合わせが労働能力に応じて制約されるために、その制約内では公平配分が実現

不可能になることがあるが、公平配分自体は存在する。これに対して、「健康状態」は個人の厚生に直接関係する要素であるため、パレート最適性を課さずとも、そもそも公平配分が存在しないケースがあるのである。問題はより深刻である。

第Ⅲ節の最後に述べたのと同じように、仮に人間の境遇を評価する順序について、すべての個人が一致するならば、ハンディキャップ・健康状態等の交換不可能な特性を補償するのに十分な量の資源が社会に与えられている限り、公平配分は必ず存在する。それは、普遍的順序で評価して、すべての個人の境遇が無差別である（同程度に良い）ような配分である。この配分はまた、Rawls (1971)-Sen (1970) の maximin 原理を普遍的順序に従って適用したときに導かれる配分と同一である。

しかし、境遇の評価に関する普遍的順序の存在を仮定することは、極めて重要な点で古典的功利主義に回帰することである。古典的功利主義では、人々の嗜好や個人的特性によって、同じ財から得られる効用値は異なるが、効用値自体は普遍的であり、様々な個人の境遇は効用値で比較できるとされた。いま、公平性すなわち人々の「等しき扱い」を考えるとときには、効用値を四則演算のできる「基数」としてではなく、大小関係を表わす「序数」として見れば十分である。言い換えると、功利主義において各個人の境遇を効用値に変換するという過程を、境遇に関する普遍的順序を導入することによって置き換えても、何ら変わりはない。人々の境遇の普遍的順序の存在を前提とするか否かが、最も重要な分岐点なのである。

そして、現代の経済学や社会的選択理論の研究者は、普遍的順序の存在を仮定することに強い抵抗感を持つ⁵⁾。もちろん、モノに関する千差万別の嗜好ではなく、人々の境遇に関するより高位の倫理的判断において、究極的には人類共通の判断が存在しないとは言いきれない。しかし、現実には生きる個人が実際に経験したり、情報を得たりできる範囲は極めて限られたものであり、人々の境遇に関する評価も個人によって異なると考えるのが妥当であろう。このとき我々は、何らかの社会

的に合意されたプロセスによって、可能性としては個人の数と同じ数だけ存在する多様な順序から1つの順序を構成するという、Arrow (1951) 以来の社会的選択理論の主要課題に再び引き戻されてしまうのである。

VI 結 び

この論文では、(1) 人間のどの側面を「等しき扱い」の対象とするのか、(2) 各個人の状態を評価するのは主観的順序か普遍的順序か、という2つの観点から、経済学における公平性の基準を整理し比較考察した。Foley-Kolm 公平配分は最終的な財の消費バンドルを、Varian 公平配分は効率単位に変換した労働と消費の組み合わせを、Otsuki 公平配分は労働-消費の機会を「等しき扱い」の対象とし、人々の状態の評価は各個人の主観的順序による。一方、「拡張された共感」に基づく公平配分は、物理的な財や労働の量だけでなく、嗜好、ハンディキャップ、健康状態といった個人的特性まで含めた個人の境遇を「等しき扱い」の対象とする。境遇の評価は、主観的順序によるとする立場と普遍的順序によるとする立場がある。

上で列挙した公平性の基準は、どれか1つが絶対的に正しいとは言えない。むしろ、対象となる社会経済問題に応じて適切な基準が選ばれるべきである。人々のハンディキャップにほとんど差がない状況で、与えられた財の分配を考えるとときには、Foley-Kolm 公平配分は適切な基準であり、しかもパレート最適性とも両立可能である。一方、生産経済においては最終的な労働や消費財の配分を見るだけでは不十分であるから、Otsuki 公平配分は Foley-Kolm や Varian の公平配分よりも優れた基準である。ただし、労働能力に差異があるとき、Otsuki 公平配分は Varian 公平配分と同様、労働能力の差による不平等は「等しき扱い」の対象外とされる。逆に、能力差に関わらず最終的な余暇と消費財の配分における「等しき扱い」を求める Foley-Kolm 公平配分は、パレート最適性と両立しないことがある。他方、障害者へ

の社会保障政策を考えるときには、「拡張された共感」に基づく公平配分が適切な基準であろう。しかし、人々の境遇の評価が各個人の主観的順序によるとすると、公平配分は必ずしも存在しないという重大な問題にぶつかる。

我々は、パレート基準が資源配分の社会的な望ましきの基準としては不十分であるとして、公平性基準を導入してきた。しかも、人々の選好順序から1つの社会厚生順序を構成するというルートは通らずに、すべての個人の主観的評価を直接用いて「等しき扱い」を概念化することに成功した。その公平配分は、「等しき扱い」の対象がすべて交換可能なものである限り、存在の保証・効率性との両立など優れた特徴をもつ。しかし、「等しき扱い」の対象が交換不可能な個人的特性を含むとき、効率性との非両立問題や非存在問題に直面する。この問題を一般的に解決するためには、もはや境遇評価に関する各個人の主観を直接用いることを放棄し、何らかの社会的に合意されたプロセスによって、普遍的な境遇評価順序を求めなければならない。一度は避けたそのルートが困難なものであることは、Arrow (1951) 以来の社会的選択理論が明らかにしている通りなのである。

注

- 1) 財が交換可能ではあるが分割可能でないときには、特殊なケースを除き、一般には Foley-Kolm 公平かつパレート最適な配分の存在は保証されない。これについては、Svensson (1983), Alkan, Demange and Gale (1991), Tadenuma (1996) 等を参照されたい。
- 2) Pikkety (1994) 参照。
- 3) Varian (1974) 自身は、この配分を“wealth fair”配分と呼んだ。
- 4) Otsuki (1980) 自身は、この配分を“distribution according to labor”と呼んだ。
- 5) 例えば、Arrow (1973) を見よ。

引用文献

- Alkan, A., G. Demange, and D. Gale (1991), “Fair Allocation of Indivisible Objects and Criteria of Justice,” *Econometrica*, Vol. 59, pp. 1023-1039.
- Arrow, K. J. (1951, 1963), *Social Choice and Individual Values*, 1st ed., 1951, 2nd ed., 1963, New York, John Wiley & Sons. (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社,

1977 年.)

- (1973), “Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls's Theory of Justice,” *Journal of Philosophy*, Vol. 70, pp. 245-263.
- (1977), “Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice,” *American Economic Review*, Vol. 67, pp. 219-225.
- Feldman, A. M. and A. Kirman (1974), “Fairness and Envy,” *American Economic Review*, Vol. 64, pp. 995-1005.
- Fleurbaey, M. (1994), “On Fair Compensation,” *Theory and Decision*, Vol. 36, pp. 277-307.
- (1995), “Three Solutions for the Compensation Problem,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 65, pp. 505-521.
- Foley, D. (1967), “Resource Allocation and the Public Sector,” *Yale Economic Essays*, Vol. 7, pp. 45-98.
- Kolm, S. (1972), *Justice et Équité*, Paris, Editions du Centre National de la Recherche Scientifique.
- Musgrave, R. A. (1959), *The Theory of Public Finance*, New York, McGraw-Hill.
- Otsuki, M. (1980), “On Distribution According to Labour: A Concept of Fairness in Production Economies,” *Review of Economic Studies*, Vol. 47, pp. 945-958.
- Pazner, E. and D. Schmeidler (1974), “A Difficulty in the Concept of Fairness,” *Review of Economic Studies*, Vol. 41, pp. 441-443.
- Pikkety, T. (1994), “Existence of Fair Allocations in Economies with Production,” *Journal of Public Economics*, Vol. 55, pp. 391-405.
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press.
- Sen, A. K. (1970), *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco, Holden-Day.
- Suzumura, K. (1981), “On Pareto-Efficiency and the No-Envy Concept of Equity,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 25, pp. 367-379.
- Svensson, L.-G. (1983), “Large Indivisibles: An Analysis with Respect to Price Equilibrium and Fairness,” *Econometrica*, Vol. 51, pp. 939-954.
- Tadenuma, K. (1996), “Trade-Off between Equity and Efficiency in a General Economy with Indivisible Goods,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 13, pp. 445-450.
- Tinbergen, J. (1953), “Redelijke inkomensverdeling.”
- Varian, H. R. (1974), “Equity, Envy, and Efficiency,” *Journal of Economic Theory*, Vol. 9, pp. 63-91.

(たでぬま・こういち 一橋大学助教授)